

広情個審第41号

令和4年9月21日

広島市監査委員 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年8月2日付け広監第78号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第303号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

令和元年8月2日付け広監第78号の諮問事案（諮問第303号事案）

平成31年1月9日付けの2件の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市監査委員（以下「実施機関」という。）が同年2月28日付け広監第324号及び同日付け広監第325号で行った公文書部分開示決定（以下これらを合わせて「本件部分開示決定」という。）に対する同年4月10日付け審査請求

## 1 審査会の結論

本件部分開示決定により部分開示した「平成29年第23回監査委員会議（12月27日開催）議事録の調製について（伺い）のうち住民監査請求に対する監査結果に関する照会等への対応に関する部分」及び「平成30年第16回監査委員会議（8月21日開催）議事録の調製について（伺い）のうち住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応に関する部分」について、「4 審査会の判断理由」で示したとおり、その一部を開示すべきである。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定のうち、開示請求の内容に係る部分の非開示を取り消し、開示を行うとの決定を求める。

### (2) 審査請求の理由

ア 本件開示請求に対して、実施機関が特定した文書はどちらも同じ2件の文書で、いずれも、伺いの起案書鑑部分を除いて全面黒塗りであり、開示を求めている部分はその黒塗りの中にあるものと思われるが、請求人には分からない。

イ 請求人は、受理前却下された却下通知の却下理由について、その示すところが分からないため電話で問合せをしたが、「その理由がなぜ請求の要件を満たしていないこととなるのか」、あるいは

は「理由に記載の指示語が何を指しているのか」といった確認に対する問合せには一切答えられないと説明され、取り付く島もないことから、そこまで説明を拒否する根拠を求めて開示請求したものである。

ところが、その根拠と思える部分は黒塗りで、全く根拠が分からない。

ウ 当該文書の、本件開示請求と関係しない部分は黒塗りでも支障ない。しかし、開示請求内容に係る部分（「一切説明できない」ことの根拠）は開示してしかるべきである。

エ この「一切説明できない根拠」は、本件部分開示決定通知書の開示しない理由のいずれにも該当しない。まさに、説明責任の部分である。分かりやすく説明することが、監査委員の役割であろう。ましてや、「一切説明できない根拠」を明らかにすることが、「今後の監査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」わけではない。仮に、支障を及ぼすのであれば、その根拠が不当な根拠であるからとしか考えられない。

実施機関が特定した文書のうち、「一切説明できない根拠」の部分は、非開示の理由に当たらないので、開示するべきであると考えます。

オ 他都市の事例を見ても、市民の「知る権利」と行政の「説明責任」などから、本件審査請求に係る内容は開示されている。しかし、実施機関はそのような開示を行わず、説明責任を放棄しているものと見受けられる。請求人は「知る権利」と「説明責任」の両方から、実施機関が非開示とした部分には、明らかに開示すべき内容を含んでいると確信しているので、条例が有名無実なものとならないよう、かつ、監査委員が真に監査委員としての職責を全うするよう、多大な時間を割いて審査請求に臨んでいる。

カ 情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」によって法制化され、広島市では「広島市情報公開条例」という条例が制定されている。条例の第1条は「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」であり、市民の知る権利を尊重することがしっかりと述べられている。

実施機関は、この条例を正しく解釈しておらず、徹底した秘密主義によって、「今後の監査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」という我が身擁護の理由まで付して情報を外に出さないこととしている。しかし、全国の実例に照らしても明らかであるように、この対応は間違っていると請求人は考えている。4人の監査委員が4人ともそのような考えであることにも危機感を持っている。

キ 請求人は、住民監査請求についてどのような審議をし、どのような理由で却下決定をしたのか、受理したものに対してはどのような審議があったのか、など、監査委員がその職責と職権で決定したことに対して、これも監査委員の職務の一つである「説明責任」を果たさなければならない

と考えている。

ク 説明責任を果たさないでよいなら、広島市の監査機関は機能不全に陥り、重要な問題を置き去りにして重箱の隅をつつく監査でお茶を濁すような機関になってしまうのではないかと危惧している。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

対象公文書のうち、質問者の氏名、住所等、監査委員会議の議事の内容、資料等を条例第7条第1号、第2号又は第3号に該当するため不開示とし、その他の部分を開示とした本件部分開示決定は妥当である。本件部分開示決定において不開示とした理由は、次のとおりである。

#### (1) 条例第7条第1号について

質問者の個人情報のうち、氏名等の特定の個人を識別することができるものについては、これを不開示とした。

#### (2) 条例第7条第2号について

ア 質問書等には、法人その他の団体に関する情報で公にすることにより社会的な地位を害すると認められるものがあるため、これを不開示とした。

イ 質問書に記されている情報のうち、前記アの法人その他の団体に関する情報以外の情報については、質問者の主張が記されているため、匿名の作文のように、特定の法人その他の団体を識別することはできないが公にすることにより法人その他の団体の社会的な地位を害すると認められるものがあるため、これを不開示とした。

#### (3) 条例第7条第3号について

監査委員会議の議事の内容などの審査や監査の結論に至る検討内容については、開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して、抑制的、萎縮的效果をもたらす、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあるため、これを不開示とした。

### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

#### (1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

## (2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、同条第1号ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

## (3) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」と規定している。

## (4) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当

該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

なお、情報公開制度の目的の一つに、行政の意思決定過程を明らかにすることでその適正さを担保することがあることを考慮すれば、ここにいう「支障」については名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められると解される。

#### (5) 本件部分開示決定における対象公文書について

当審査会が見分するに、本件開示請求は、平成31年1月9日付けで行われた2件の公文書開示請求であるところ、実施機関はいずれの請求に対しても、「平成29年第23回監査委員会議（12月27日開催）議事録の調製について（伺い）のうち住民監査請求に対する監査結果に関する照会等への対応に関する部分」及び「平成30年第16回監査委員会議（8月21日開催）議事録の調製について（伺い）のうち住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応に関する部分」の2件の公文書を部分開示決定している。

以下、実施機関が本件部分開示決定により部分開示した2件の公文書ごとに、各不開示部分の不開示事由の該当性について検討する。

#### (6) 「平成29年第23回監査委員会議（12月27日開催）議事録の調製について（伺い）のうち住民監査請求に対する監査結果に関する照会等への対応に関する部分」の各不開示部分について

「平成29年第23回監査委員会議（12月27日開催）議事録の調製について（伺い）のうち住民監査請求に対する監査結果に関する照会等への対応に関する部分」は、次の文書で構成されている。

- ・ 広島市起案用紙
- ・ 平成29年第23回監査委員会議議事要旨
- ・ 監査委員会議質疑応答要旨
- ・ 監査委員会議次第
- ・ 住民監査請求に対する監査結果に関する照会等への対応について（案）
- ・ 質問書及びその添付資料

これらの文書のうち、「広島市起案用紙」及び「監査委員会議次第」については全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

#### ア 平成29年第23回監査委員会議議事要旨

「平成29年第23回監査委員会議議事要旨」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 各案件の議事結果
- (ア) 実施機関は、各案件の議事結果について、監査委員会議の議事の内容などの審査や監査の

結論に至る検討内容については、開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的效果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと主張する。

- (イ) 当審査会が見分したところ、各案件の議事結果には、議事の概要が記載されているのみであり、実施機関が説明するような「監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容」は記されておらず、開示しても実施機関が想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。
- (ウ) したがって、実施機関は、各案件の議事結果を開示すべきである。

## イ 監査委員会議質疑応答要旨

「監査委員会議質疑応答要旨」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 発言者
  - ・ 発言要旨
- (ア) 実施機関は、発言者及び発言要旨について、監査委員会議の議事の内容などの審査や監査の結論に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的效果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと主張する。
  - (イ) 当審査会が見分したところ、発言者の欄に記載されているのは「監査委員」又は「事務局」のいずれかのみであり、個々の委員の氏名は記載されていないことから、開示してもどの監査委員が発言したかを特定することはできないため、実施機関が想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。
  - (ウ) 一方で、発言要旨には、個別の案件ごとの具体的な検討内容が記載されているところ、当審査会が見分するに、これは非公開の議事の場合の発言を記録したものであり、その内容が開示されると、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的效果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあると認められることから、条例第7条第3号に該当するとして、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。
  - (エ) 以上のことから、実施機関は、発言者及び発言要旨のうち、発言者について開示すべきである。

## ウ 住民監査請求に対する監査結果に関する照会等への対応について（案）

- (ア) 住民監査請求に対する監査結果に関する照会等への対応について（案）は、住民監査請求に対する監査結果に関する照会等への対応案及び照会に対する回答案から成る。

- (イ) これらの文書のうち、対応案及び回答案の内容について、実施機関は、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結論に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的效果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと主張する。

しかしながら、当審査会が見分したところ、住民監査請求に対する監査結果に関する照会等への対応について（案）は監査委員会議における審議に用いられる資料ではあるものの、対応案及び回答案の内容が明らかとなったとしても、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的效果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるとは認められない。

- (ウ) その他、照会に対する回答案には、質問者の所属する団体名、役職及び氏名、発信者の役職及び氏名、公文番号及び日付欄並びに回答案の標題の記載が確認される場所、質問者の役職及び氏名はこれを開示すると、質問者が特定されるため条例第7条第1号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

一方で、質問者の所属する団体名はこれを開示したとしても、質問者が特定されるとまではいえず、また、当該団体の社会的な地位を害するとも認められないことから開示すべきであり、発信者の氏名及び役職は、発信者が市職員であることからすると、市職員の氏名は、公務遂行に関するものである限り、従来から、公にすることについて職員本人の同意があるものとして取り扱っており、役職は、それが職務の遂行に係るものであるときは、当該公務員等の職は開示すべきこととされていることから、それぞれ条例第7条第1号イ又はエに該当し開示すべきであり、公文番号及び日付欄並びに回答案の標題はこれを開示したとしても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、他に不開示とすべき事情があるとは認められないため開示すべきである。

- (エ) 以上のことから、住民監査請求に対する監査結果に関する照会等への対応について（案）について、質問者の役職及び氏名以外は開示すべきである。

## エ 質問書及びその添付資料

- (ア) 質問書及びその添付資料について、実施機関は、質問者の氏名等については特定の個人を識別することができるため条例第7条第1号に該当し、質問書等には、法人その他の団体に関する情報で公にすることにより社会的な地位を害すると認められるものがあり、また、それ以外の情報については、質問者の主張が記されているため、匿名の作文のように、特定の法人その他の団体を識別することはできないが公にすることにより法人その他の団体の社会的な地位を害すると認められるものがあるため、条例第7条第2号に該当し、不開示とした



と主張する。

- (イ) 当審査会が見分したところ、質問書には質問者の所属する団体名及び役職が記載されているものの、その質問書の内容は、質問者の個人的見解が記載されており、当該団体としての質問ではなく、質問者個人からの質問であることがうかがえる。
- (ウ) 質問者の役職、氏名、印影及び住所はこれを開示すると、質問者が特定されるため条例第7条第1号に該当するため、実施機関が開示しないことは妥当である。
- (エ) 質問書の内容は、前記(イ)のとおり、団体からの質問ではなく、質問者個人からの質問であることがうかがえ、法人その他の団体に関する情報で公にすることにより社会的な地位を害するとは認められない。なお、当該質問書の内容を開示したとしても、特定の個人を識別することができるとはいえず、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないことから、条例第7条第1号にも該当しない。
- (オ) 日付及び質問書の標題はこれを開示したとしても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、質問書の添付資料も、広島市のホームページ等で公開されているものであることから、開示することにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- (カ) 質問書の宛先は、市職員の氏名及び役職であり、前記ウの(ウ)のとおり、それぞれ条例第7条第1号イ又はエに該当するため、開示すべきである。
- (キ) 以上のことから、質問書及びその添付資料については、質問者の役職、氏名、印影及び住所以外は開示すべきである。
- (7) 「平成30年第16回監査委員会議（8月21日開催）議事録の調製について（伺い）のうち住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応に関する部分」の各不開示部分について「平成30年第16回監査委員会議（8月21日開催）議事録の調製について（伺い）のうち住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応に関する部分」は、次の文書で構成されている。
- ・ 広島市起案用紙
  - ・ 平成30年第16回監査委員会議議事要旨
  - ・ 監査委員会議質疑応答要旨
  - ・ 監査委員会議次第
  - ・ 住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（案）
  - ・ 住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（別添1）
  - ・ 住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（別添2）
  - ・ 住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（別添3）

これらの文書のうち、「広島市起案用紙」及び「監査委員会議次第」については全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

#### ア 平成30年第16回監査委員会議事要旨

「平成30年第16回監査委員会議事要旨」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 各案件の議事結果
- (ア) 実施機関は、各案件の議事結果について、監査委員会議の議事の内容などの審査や監査の結論に至る検討内容については、開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと主張する。
- (イ) 当審査会が見分したところ、各案件の議事結果には、議事の概要が記載されているのみであり、実施機関が説明するような「監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容」は記されておらず、開示しても実施機関が想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。
- (ウ) したがって、実施機関は、各案件の議事結果を開示すべきである。

#### イ 監査委員会議質疑応答要旨

「監査委員会議質疑応答要旨」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 発言者
  - ・ 発言要旨
- (ア) 実施機関は、発言者及び発言要旨について、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結論に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと主張する。
- (イ) 当審査会が見分したところ、発言者の欄に記載されているのは「監査委員」又は「事務局」のいずれかのみであり、個々の委員の氏名は記載されていないことから、開示してもどの監査委員が発言したかを特定することはできないため、実施機関が想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。
- (ウ) 一方で、発言要旨には、個別の案件ごとの具体的な検討内容が記載されているところ、当審査会が見分するに、これは非公開の議事の場合での発言を記録したものであり、その内容が開示されると、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮

的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあると認められることから、条例第7条第3号に該当するとして、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

- (エ) 以上のことから、実施機関は、発言者及び発言要旨のうち、発言者について開示すべきである。

#### ウ 住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（案）

- (ア) 住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（案）は、住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応案及び質問に対する回答案から成る。

- (イ) これらの文書のうち、対応案の「2 過去に送付された質問とその回答」の内容及び質問に対する回答案の内容について、実施機関は、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結論に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと主張する。

しかしながら、当審査会が見分したところ、住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（案）は監査委員会議における審議に用いられる資料ではあるものの、対応案の「2 過去に送付された質問とその回答」の内容及び質問に対する回答案の内容が明らかとなったとしても、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるとは認められない。

- (ウ) その他、住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（案）には、質問者の所属する団体名、役職、氏名及び住所、市職員の役職及び氏名、公文番号及び日付欄並びに回答案の標題の記載が確認される場所、質問者の役職、氏名及び住所はこれを開示すると、質問者が特定されるため条例第7条第1号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

一方で、質問者の所属する団体名はこれを開示したとしても、質問者が特定されるとまではいえず、また、当該団体の社会的な地位を害するとも認められないことから開示すべきであり、市職員の氏名は、公務遂行に関するものである限り、従来から、公にすることについて職員本人の同意があるものとして取り扱っており、市職員の役職は、それが職務の遂行に係るものであるときは、当該公務員等の職は開示すべきこととされていることから、それぞれ条例第7条第1号イ又はエに該当し開示すべきであり、公文番号及び日付欄並びに回答案の標題はこれを開示したとしても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、他に不開示とすべき事情があるとは認められないため開示すべきである。

- (エ) 以上のことから、住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（案）について、質問者の役職、氏名及び住所以外は開示すべきである。

## エ 住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（別添１）

- (ア) 住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（別添１）は、質問書及び質問書の封入されていた封筒から成る。
- (イ) 質問書及び質問書の封入されていた封筒について、実施機関は、質問者の氏名等については特定の個人を識別することができるため条例第７条第１号に該当し、質問書には、法人その他の団体に関する情報で公にすることにより社会的な地位を害すると認められるものがあり、また、それ以外の情報については、質問者の主張が記されているため、匿名の作文のように、特定の法人その他の団体を識別することはできないが公にすることにより法人その他の団体の社会的な地位を害すると認められるものがあるため、条例第７条第２号に該当し、不開示としたと主張する。
- (ウ) 当審査会が見分したところ、質問書には質問者の所属する団体名及び役職が記載されているものの、その質問書の内容は、質問者の個人的見解が記載されており、当該団体としての質問ではなく、質問者個人からの質問であることがうかがえる。
- (エ) 質問者の役職、氏名、印影、郵便番号及び住所はこれを開示すると、その情報により又は他の情報と組み合わせることにより、質問者が特定されるため条例第７条第１号に該当するとして、実施機関が開示としたことは妥当である。
- (カ) 質問書の内容は、前記(ウ)のとおり、団体からの質問ではなく、質問者個人からの質問であることがうかがえ、法人その他の団体に関する情報で公にすることにより社会的な地位を害するとは認められない。なお、当該質問書の内容を開示したとしても、特定の個人を識別することができるとはいえず、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないことから、条例第７条第１号にも該当しない。
- (キ) 日付、質問書の標題及び受付印はこれを開示したとしても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- (ク) 質問書の宛先は、市職員の氏名及び役職であり、前記ウの(ウ)のとおり、それぞれ条例第７条第１号イ又はエに該当するため、開示すべきである。
- (ケ) 封筒の宛先は、市職員の氏名及び役職、郵便番号並びに住所であり、市職員の氏名及び役職については、前記(ク)のとおり開示すべきであり、郵便番号及び住所は、広島市役所の所在地であり、これは既に公にされた情報であることから、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、開示すべきである。
- (コ) 以上のことから、住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（別添

1) について、質問者の役職、氏名、印影、郵便番号及び住所以外は開示すべきである。

#### オ 住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（別添 2）

- (ア) 住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（別添 2）は、質問書及びその添付資料から成る。
- (イ) 質問書及びその添付資料について、実施機関は、質問者の氏名等については特定の個人を識別することができるため条例第 7 条第 1 号に該当し、質問書等には、法人その他の団体に関する情報で公にすることにより社会的な地位を害すると認められるものがあり、また、それ以外の情報については、質問者の主張が記されているため、匿名の作文のように、特定の法人その他の団体を識別することはできないが公にすることにより法人その他の団体の社会的な地位を害すると認められるものがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当し、不開示としたと主張する。
- (ウ) 当審査会が見分したところ、質問書には質問者の所属する団体名及び役職が記載されているものの、その質問書の内容は、質問者の個人的見解が記載されており、当該団体としての質問ではなく、質問者個人からの質問であることがうかがえる。
- (エ) 質問者の役職、氏名、印影及び住所はこれを開示すると、質問者が特定されるため条例第 7 条第 1 号に該当するとして、実施機関が不開示としたことは妥当である。
- (オ) 質問書の内容は、前記(ウ)のとおり、団体からの質問ではなく、質問者個人からの質問であることがうかがえ、法人その他の団体に関する情報で公にすることにより社会的な地位を害するとは認められない。なお、当該質問書の内容を開示したとしても、特定の個人を識別することができるとはいえず、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないことから、条例第 7 条第 1 号にも該当しない。
- (カ) 日付及び質問書の標題はこれを開示したとしても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、質問書の添付資料も、広島市のホームページ等で公開されているものであることから、開示することにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- (キ) 質問書の宛先は、市職員の氏名及び役職であり、前記ウの(ウ)のとおり、それぞれ条例第 7 条第 1 号イ又はエに該当するため、開示すべきである。
- (ク) 以上のことから、住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（別添 2）について、質問者の役職、氏名、印影及び住所以外は開示すべきである。

#### カ 住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（別添 3）

- (ア) 住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（別添 3）は、過去の住

民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応についての質問に対する回答であり、前記(6)のウに掲げる住民監査請求に対する監査結果に関する照会等への対応について（案）のうち、照会に対する回答案に公文番号及び日付を記載したものである。

- (イ) 実施機関は、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結論に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと主張する。

しかしながら、当審査会が見分したところ、この照会に対する回答の内容が明らかとなったとしても、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるとは認められない。

- (ウ) その他、照会に対する回答には、質問者の所属する団体名、役職及び氏名、発信者の役職及び氏名、公文番号及び日付並びに標題の記載が確認されること、前記(6)のウの(ウ)に示したとおり、質問者の役職及び氏名を不開示としたことは妥当であるが、質問者の所属する団体名、発信者の氏名及び役職、公文番号及び日付並びに標題は開示すべきである。

- (エ) 以上のことから、住民監査請求に対する監査結果等に関する質問への対応について（別添3）について、質問者の役職及び氏名以外は開示すべきである。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 1 . 8 . 2	広監第78号の諮問を受理 (諮問第303号で受理)
R 4 . 4 . 1 2 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 4 . 5 . 1 3 (第2回審査会)	第1部会で審議
R 4 . 6 . 1 0 (第3回審査会)	第1部会で審議
R 4 . 7 . 8 (第4回審査会)	第1部会で審議
R 4 . 8 . 1 2 (第5回審査会)	第1部会で審議
R 4 . 9 . 9 (第6回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院特任教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学教授
濱 野 滝 衣	弁護士